

# 労使協定書類の押印廃止

## 厚労省 企業の業務効率化後押し

厚生労働省は2021年度から、残業時間に関する労使間の36協定（サブロク協定）など約40の企業の労働関係書類について押印の義務をなくす。テレワークが普及するなか、紙の行政書類に押印するために出社する

といったケースがある。業務の効率化で企業の生産性を高める狙いだ。裁量労働制に関する報告書などが対象になり、特に36協定が企業にとつて影響が大きいと見込まれる。36協定の提出は労働基準法で定められてお

り、19年の届け出件数は178万件に及ぶ。

法律で義務付けられているにもかかわらず、中小企業のなかには提出していないところも多い。

政府全体で行政関係書類の押印廃止を進めている。厚労省は当初、36協定の押印廃止については、中小企業に対して、内容の確認が甘くなるのではないかといった誤ったメッセージになる懸念があるとして慎重だった。

押印を廃止する代わり

に、書類に労働側と合意した事実をチェックする欄を設けることで、実効性を担保する。

労働基準法に関連する行政書類は電子申請が可能なものの、実際に利用

している企業は数%にとどまる。依然として手続きが煩雑なため、企業の生産性を高めるためには電子申請の利便性を高める見直しも同時に進めることが欠かせない。